

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年10月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第61号

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則

岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

改正前						改正後							
別表第5 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び農政部長等専決事項（第5条、第30条、第36条関係）						別表第5 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び農政部長等専決事項（第5条、第30条、第36条関係）							
事務	条項	内容	専決権者			備考	事務	条項	内容	専決権者			備考
			副局長	部長	部に置く室の長等					センターに置く室の長	副局長	部長	
[略]						[略]							
33 土地改良	[略]	[略]				[略]	33 土地改良	[略]	[略]				[略]
法（昭和24年法律第195号）の施行に関する事務	第48条第9項（第96条の3第5項において準用する場合を含む。） 、第84条、第95条第3項、第95条の2第3項及び第96条の2第5項において準用する第8条第1項並びに第52条の2第1項（第53条の4第2項、第84条、第96条及び第96条の4において準用する場合を含む。）	[略]					法（昭和24年法律第195号）の施行に関する事務	第48条第9項、第84条、第95条第3項及び第95条の2第3項において準用する第8条第1項並びに第52条の2第1項（第53条の4第2項、第84条、第96条及び第96条の4において準用する場合を含む。）	[略]				[略]
	第48条第9項（第96条の3第5項において準用する場合を含む。） 、第56条第5項、第84条、第95条第3項、第95条の2第3項及び第96条の2第5項において準用する第8条第2項	専門技術者への調査依頼	[略]				第48条第9項、第56条第5項、第84条、第95条第3項及び第95条の2第3項において準用する第8条第2項	専門技術者への調査依頼（第87条の2第10項及び第87条の3第6項において準用する場合には、第87条の2第1項第2号に規定する土地改良事業に係るものに限る。）	[略]				[略]
	第48条第9項（第96条の3第5項において	公告及び縦覧	[略]				第48条第9項、第52条の2第4項（第53	公告及び縦覧（第87条の2第8項及び第87条の	[略]				[略]

<p>て準用する場合を含む。) 、第52条の2 第4項(第53 条の4第2項 、第84条、第 96条及び第96 条の4におい て準用する場 合を含む。) 、第84条、第 95条第3項、 第95条の2第 3項及び第96 条の2第5項 において準用 する第8条第 6項並びに第 99条第5項</p>			<p>条の4第2項 、第84条、第 96条及び第96 条の4におい て準用する場 合を含む。) 、第84条、第 95条第3項及 び第95条の2 第3項におい て準用する第 8条第6項、 第87条の2第 10項及び第87 条の3第6項 において準用 する第87条第 5項、第87条 の2第8項(第 87条の3第 6項において 準用する場合 を含む。))並 びに第99条第 5項</p>	<p>3第6項におい て準用する場合 にあっては、第 87条の2第1項 第2号に規定す る土地改良事業 に係るものに限 る。)</p>	
<p>第48条第9項 (第96条の3 第5項におい て準用する場 合を含む。) 、第84条、第 95条第3項、 第95条の2第 3項及び第96 条の2第5項 において準用 する第9条第 2項</p>	<p>専門技術者の意 見の聴取及び異 議の申出に対す る決定</p>	<p>[略]</p>	<p>第48条第9項 、第84条、第 95条第3項及 び第95条の2 第3項におい て準用する第 9条第2項並 びに第87条の 2第10項及び 第87条の3第 6項において 準用する第87 条第7項</p>	<p>専門技術者の意 見の聴取及び異 議の申出に対す る決定(第87条 の3第6項にお いて準用する場 合にあっては、 第87条の2第1 項第2号に規定 する土地改良事 業に係るものに 限る。)</p>	<p>[略]</p>
<p>第48条第9項 (第96条の3 第5項におい て準用する場 合を含む。) 、第84条、第 95条第3項、 第95条の2第 3項及び第96 条の2第5項 において準用 する第9条第 4項</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>第48条第9項 、第84条、第 95条第3項及 び第95条の2 第3項におい て準用する第 9条第4項</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>第36条第9項 (第84条にお いて準用する 場合を含む。) 、第96条の 2第6項(第 96条の3第5 項において準</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>第98条第9項 及び第99条第 4項(第100 条第2項及び 第100条の2 第2項におい て準用する場 合を含む。)</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>

用する場合を含む。)、第98条第9項及び第99条第4項(第100条第2項及び第100条の2第2項において準用する場合を含む。)			
[略]			
第48条第10項(第84条、第95条の2第3項及び第96条の3第5項において準用する場合を含む。)	[略]		
第48条第11項(第84条、第95条の2第3項及び第96条の3第5項において準用する場合を含む。)、第57条の2第4項(第84条及び第96条において準用する場合を含む。)、第95条第4項、第96条の2第7項、第98条第10項及び第99条第12項(第100条第2項及び第100条の2第2項において準用する場合を含む。)	公告	[略]	
第49条第1項(第84条及び第96条の4において準用する場合を含む。)	応急工事計画の認可又は同意	[略]	
[略]			
第57条の4第1項(第57条の8及び第84条において準用する場合を含む。)	[略]		

[略]			
第48条第10項(第84条及び第95条の2第3項において準用する場合を含む。)	[略]		
第48条第11項(第84条及び第95条の2第3項において準用する場合を含む。)、第57条の2第4項(第84条及び第96条において準用する場合を含む。)、第87条の2第3項、第87条の3第1項、第95条第4項、第98条第10項及び第99条第12項(第100条第2項及び第100条の2第2項において準用する場合を含む。)	公告(第87条の3第1項にあつては、第87条の2第1項第2号に規定する土地改良事業に係るものに限る。)	[略]	
第49条第1項(第84条において準用する場合を含む。)	応急工事計画の認可	[略]	
[略]			
第57条の4第1項(第57条の8及び第84条において準用する場合を含む。)	[略]		
第87条の2第1項	土地改良事業計画の策定(第87条の2第1項第2号に規定する	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

